
静岡県と中日本高速道路株式会社との

包括的提携協定書

平成21年3月23日



静岡県・中日本高速道路株式会社

静岡県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書

静岡県（以下「甲」という。）と中日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、双方の資源を有効に活用することにより、県内の観光・産業振興と地域社会の活性化に資すること、及び高速道路、サービスエリア・パーキングエリア（以下「高速道路等」という。）におけるより質の高いサービスの提供と高速道路利用者の利便性の向上、利用の拡大に資することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（責務）

第1条 甲と乙は、双方の資源を有効に活用した県内の観光・産業振興と地域社会の活性化や高速道路等利用者の利便の向上等に関し、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、防災、観光・文化・産業の振興、環境、教育・福祉、高速道路等の利用促進など、共同で取り組むことが可能な案件の発掘及び推進に努めるものとする。

（個別の協議）

第2条 甲と乙は、本協定に基づき、個別の案件を共同で実施することについて合意したときは、具体的な推進方法、役割等に関し協議の上、別途取り決めるものとする。
また、新たな案件の発掘及び取組案件の推進のため、定期的に調整の場を設けるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成21年3月23日から平成26年3月31日までとする。ただし、この有効期間に関わらず、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に5年間有効とし、以後もまた同様とする。

(疑義の決定)

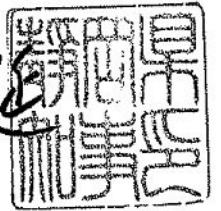
第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年3月23日

甲 静岡県知事

石川嘉延



乙 中日本高速道路株式会社
代表取締役社長

高橋文雄

